

税

**確定申告が
間違っていたら**

税額を多く申告していたとき
税務署に用意してある更正の請求書に、既に申告した金額などを記入して訂正します。ただし、この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき
申告をした税額が少なかった場合又は還付を受けた税額が多かった場合は、「修正申告」

をしてください。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

すぐに「確定申告」をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問い合わせ

松山税務署

☎ 941-9121

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

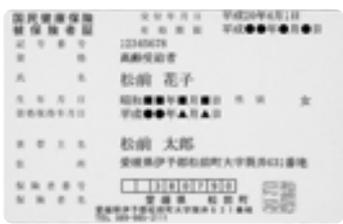
平成20年度 納税期間のお知らせ

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	平成21年3月2日	2月25日
軽自動車税	全期	6月2日	5月26日
町県民税	第1・全期	6月30日	6月25日
	2	9月1日	8月25日
	3	10月31日	10月27日
	4	平成21年2月2日	1月26日
国民健康保険税	第1・全期	7月31日	7月25日
	2	9月1日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月27日
	5	12月1日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	平成21年2月2日	1月26日
	8	3月2日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の方で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日、ただし1月と5月は15日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替させていただきます。

保険医療

新しい保険証(カード型)は届いていますか？



(一般は薄い灰色
退職は水色)

国民健康保険の保険証が4月1日から新しくなっています。

新しい保険証は、一人ひとり別々のカード型の保険証となっていますのでご注意ください。

なお、保険証は、「配達記録郵便」(封筒)で送付していますので、届いている方は、内容に記載もれや誤りがないか確認してください。

まだ保険証が届いていない方は、期限切れの保険証と印鑑を持って、町民課保険医療係まで交換に来てください。

① 交換について
保険証の交換には、できるだけ世帯主本人がお越し

ください。

② 1世帯に一般と退職など複数の保険証をお持ちの方は、すべてご持参ください。

③ 国民健康保険税の納め忘れのある方は、その場で納税についての相談をお受けします。

※ 家族以外の方が来られた場合は、保険証をお渡しできないことがありますので、ご注意ください。

**後期高齢者医療の
保険証(カード型)は
届いていますか？**



(若草色)

4月1日から後期高齢者医療制度に該当する方(主に75歳以上の方)には、老人医療受給者証にかわる新しい保険証を送付していますので、内容に記載もれや誤りがないか確認してください。

新しい乳幼児医療費受給資格証は届いていますか？

平成14年4月2日以降に生まれたお子さん(生活保護受給者は除く)の受給資格者あてに新しい受給資格証を3月までに、配達記録郵便で送付しています。

まだ、受給資格証が届いていない方は、役場町民課保険医療係までご連絡ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

4月の納税

固定資産税 第1期・全期
納期限は4月30日(水)
納期限内にお納めください。

口座振替日は
4月25日(金)
～ 税金で 明るい町 花開く ～